

函館市「食」の自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、在宅のひとり暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、併せて安否確認を行うことにより、高齢者等の地域における自立した生活を支援することを目的とする「食」の自立支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は函館市（以下「市」という。）とする。ただし、支援事業のうち、第4条に規定するサービスの提供については、これを適切に実施できると市が認める者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 支援事業を利用できる者は、函館市内に住所を有する在宅の高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。）または身体障がい者であって、老衰、心身の障がいおよび傷病等の理由により食事の調理が困難であり、かつその属する世帯が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 単身の世帯
- (2) 高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
- (3) 身体障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯

(支援事業の内容等)

第4条 支援事業においては、次の各号に掲げるサービスを一体として提供するものとする。

- (1) 栄養バランスのとれた食事（昼食・夕食）の居宅への配達による提供
- (2) 安否の確認
- (3) 健康状態の異常時その他緊急時における関係機関への連絡等の対応

2 支援事業は、函館市全域で実施する。ただし、東部地区（戸井・恵山・楳法華・南茅部の各地区）については、受託者がサービスを提供できる場合に限り実施するものとする。

(利用の申請)

第5条 支援事業を利用しようとする者は、市長に対し、別記第1号様式の申請書により申請しなければならない。

(利用者の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、地域包括支援センターまたは市が行う当該申請者の生活状況、心身状況、世帯状況その他必要な実態調査等を勘案し、食の自立の観点から利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、申請者に別記第2号様式の通知書により通知するとともに、利用を可とする決定をしたときは、受託者に別記第3号様式の依頼書により通知するものとする。

3 市長は、利用者に対して、定期的に利用継続の必要性を調査し、必要な措置を講じるものとする。

(利用の廃止)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を廃止するものとする。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 函館市外に転出したとき
 - (3) 相当の理由により、利用の取り止めを申し出たとき
 - (4) 第3条に規定する利用対象者の要件に該当しなくなったとき
- 2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を廃止することができる。
- (1) 3か月以上継続して利用がなかったとき、または利用が見込まれないとき
 - (2) その他市長がサービスの提供を不相当と認めたとき
- 3 市長は、前2項の規定により利用の廃止を決定したときは、利用者に別記第4号様式の通知書により通知するとともに、受託者に別記第5号様式の通知書により通知するものとする。
- (委託料および利用者負担金)

第8条 市は受託者に対し、委託契約に基づき、委託料を支払うものとする。

- 2 利用者は、支援事業を利用するとき、利用者負担金として1食当たり400円を受託者に支払うものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第8条の規定の適用については、生活保護世帯に属する者が平成18年4月1日から同年5月31日までの間に事業のサービスを利用をした場合の利用料に限り、同条中「400円」とあるのは「300円」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

在宅高齢者等サービス総合利用登録申請書

年 月 日

函館市長

申請者 (利用対象者)	住 所	函館市
	ふりがな 氏 名	
	電 話	() -
	生年月日	年 月 日 年齢 歳

次のサービスの利用を申請します。

1	食の自立支援事業	4	生活援助員派遣サービス
2	外出支援サービス	5	ショートステイ
3	除雪サービス	6	緊急通報システム

※ 在宅高齢者等サービス総合登録申請にあたっての同意

市および地域包括支援センターが行う事業の実施にあたり、利用者の状況を把握する必要があるときは、基本チェックリスト記入内容、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書と同様に、利用者基本情報、アセスメントシートを居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、総合事業におけるサービス事業者等実施者、介護保険施設、主治医その他事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

※ 除雪サービス申請にあたっての証明等

私(上記利用対象者)は、除雪サービスを受けるにあたり作業範囲内の資産に破損等の損害が予見される状況では無いことを証明します。なお、前述の証明にもかかわらず破損等の損害が発生した場合には経年劣化などの他の要因によるものと判断します。

署名または記名押印

「食」の自立支援事業利用決定（却下）通知書

公文記号
年 月 日

様

函館市長

先に申請のありました「食」の自立支援事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

1 下記のとおり利用を決定します。

利用対象者	氏名	
	住所	函館市 町 丁目 番(地) 号
事業内容	食事を自宅に配達・安否確認・緊急時の対応	
利用事業所		
利用開始日	年 月 日	
昼・夕食の区分	・昼食(週 食) ・夕食(週 食)	
利用者負担金	1食につき 円	
摘要	1 留守にするなどで利用しないときは、利用予定日の前日までに利用事業所に連絡してください。 2 利用者負担金は、食事の配達時に支払ってください。	
備考		

2 下記の理由により却下します。

○ 却下理由

「食」の自立支援事業利用依頼書

公文記号
年 月 日

様

函館市長

「食」の自立支援事業の利用について、次のとおり決定したので依頼します。

記

1 利用対象者

住 所

氏 名

電話番号

2 利用開始年月日

年 月 日

3 昼食・夕食の区分

昼食（週 食） 曜日（月・火・水・木・金・土・日）

夕食（週 食） 曜日（月・火・水・木・金・土・日）

別記第4号様式（第7条関係）

「食」の自立支援事業利用廃止通知書

公文記号

年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで開始した「食」の自立支援事業の利用について、次のとおり廃止しますので通知します。

利用対象者	氏名	
	住所	函館市 町 丁目 番(地) 号
利用事業所		
昼・夕食の区分	・昼食(週 食) ・夕食(週 食)	
利用廃止日	年 月 日	
廃止理由	1 市外に転出したため 2 利用取りやめの申し出があったため 3 利用対象者の要件に該当しなくなったため 4 3か月以上利用がなかったため(利用が見込まれないため) 5 その他()	
備考		

「食」の自立支援事業利用廃止通知書

公文記号
年 月 日

様

函館市長

「食」の自立支援事業の利用について、次のとおり廃止したので通知します。

記

1 利用対象者

住 所

氏 名

2 昼食・夕食の区分

昼食（週 食）

夕食（週 食）

3 利用廃止年月日

年 月 日

4 廃止理由